

令和3年5月10日

市内保育施設 各位

館林市保健福祉部こども福祉課

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

日頃より当市保育行政にご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和3年5月4日（火）から、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度が「3」から「4」に引き上げられました。

また、変異株ウイルスによる低年齢児への感染も増えており、引き続き感染拡大を防止するため、あらためて下記事項に十分ご配慮いただくよう保護者への周知についてご協力をお願いいたします。

記

1 登園前・保育中

- 毎朝検温を行い、発熱（基礎体温+0.5℃以上）した園児は自宅で休養し、熱が下がってから24時間経過するまでは、自宅で体調を整えてください。
- 咳などの呼吸器疾患がある場合も、症状が改善するまでは、自宅で休養してください。
- 保育中に発熱や咳の症状など体調に変化があった場合には保護者に連絡しますので、お迎えをお願いいたします。
- 仕事が臨時休業になった場合など、家庭での保育が可能な場合は、「感染が拡大していない地域においても感染を予防する」という目的から、自宅での保育の協力をお願いします。

2 感染者等が発生した場合

- 園児や職員に感染者が発生した場合には、保健所の指示に基づき、必要な範囲で休園等の措置を行います。
- 園児や同居家族が、PCR検査を受けることになった場合や濃厚接触者となった場合は、速やかに園に報告をお願いします。なお、感染拡大を防ぐため、同居家族の検査結果が出るまでは自宅で様子を見るなど、ご協力をお願いします。

3 その他

- 保育所等においては、引き続き「手洗い・マスク（3歳以上児）・換気」と、できるだけ密となる活動を避け、感染症対策を行いながら、子どもたちの健やかな成長を保障した取り組みを行ってまいります。